

# フィクションとしての「問鉄砲」(パート1)

## —家康神話創出の一事例(その2)—

白 峰 旬

### 【要 旨】

関ヶ原の戦い(慶長5年9月15日)において、徳川家康が命じて小早川秀秋の松尾山の陣所に向けて鉄砲を撃たせたことにより小早川秀秋の軍勢が家康方に寝返ることになった、いわゆる「問鉄砲」の話については、家康方の軍勢の勝利を決定付け、戦局の流れを変えたとされており、これまで従来の研究史では歴史的事実とされてきた。しかし、「問鉄砲」に関する諸史料(江戸時代の編纂史料)を精査検討した結果、「問鉄砲」に関する話は歴史的事実ではなく、江戸時代における家康神話創出を背景として、「問鉄砲」に関する話が創作された、との結論を得た。

### 【キーワード】

関ヶ原の戦い、徳川家康、小早川秀秋、問鉄砲、家康神話

### はじめに

慶長5年(1600)9月15日におこなわれた関ヶ原の戦いにおいて、徳川家康が命じて小早川秀秋の松尾山の陣所に向けて鉄砲を撃たせたことにより小早川秀秋の軍勢が家康方に寝返ることになった、いわゆる「問鉄砲」の話については、家康方の軍勢の勝利を決定付け、戦局の流れを変えたとされており、これまで従来の研究史では“歴史的事実”とされてきた<sup>(1)</sup>。そして、この「問鉄砲」の話は、関ヶ原の戦い当日の戦況を考えるうえで、非常にドラマチックな名場面として、巷間にもこれまで広く流布されてきた話である。

しかし、この「問鉄砲」の話は、関ヶ原の戦い当日の状況を伝える一次史料(同時代史料)には記載がなく、後世の編纂史料にしか記載が見られない、という点のほか、「問鉄砲」の話の内容自体にいろいろなバリエーションがあり、話(ストーリー)の内容が一定していない、という点も指摘できる。よって、本稿では、「問鉄砲」の話の内容について諸史料の記載内容を精査検討して記載内容の時代的变化に着目するとともに、「問鉄砲」の話が創出された歴史的背景についても論及したい。

なお、「問鉄砲」について、諸史料では、「誘鉄砲」(『関原軍記大成』<sup>(2)</sup>、『落穂集』<sup>(3)</sup>)、「誘ひ鉄砲」(『関原軍記大成』<sup>(4)</sup>)、「さそひ鉄砲」(『改正三河後風土記』<sup>(5)</sup>、『関原軍記大成』<sup>(6)</sup>)、「向ひ鉄砲」(『関ヶ原御合戦当日記』<sup>(7)</sup>)、「問鉄砲」(『五本関原日記』<sup>(8)</sup>、『濃州関原合戦聞書』<sup>(9)</sup>、『関ヶ原合戦誌記』<sup>(10)</sup>)、「問ひ鉄砲」(『東西記』<sup>(11)</sup>)、「迎鉄砲」(『武徳安民記』<sup>(12)</sup>)というように

いろいろな表記がされているが、本稿では便宜上、「問鉄砲」で統一して表記する。

## 1. 『日本戦史 関原役』における「問鉄砲」の記載内容

関ヶ原の戦いの戦況について考察する場合、現在の多くの論著では、明治26年(1893)に初版が刊行された参謀本部編纂『日本戦史 関原役』<sup>(13)</sup>の記載内容に大きな影響を受けている関係から、まずは『日本戦史 関原役』において「問鉄砲」の事例がどのように記載されているのかを見ることにする。

『日本戦史 関原役』の「本編」<sup>(14)</sup>と「文書・補伝」<sup>(15)</sup>については、「本編」では戦況の推移等を記載し、「文書」では附録として、関係する一次史料(書状など)を収録し、「補伝」では関係する後世の編纂史料(二次史料)を収録している。

『日本戦史 関原役(本編)』の第五篇第二章における「問鉄砲」の記載(210~211頁)は以下ようになる(『日本戦史 関原役(本編)』の文章は句読点がないため、引用にあたり、適宜、読点を入れた)。

家康ハ十一時頃、更ニ三四丁前進シ諸隊ハ全力ヲ盡シ攻撃シ、日既ニ正午ニ近ツケ、西軍ノ抗拒激烈ナルカ為メ屢々退却シ、勝敗未タ知ル可ラス、家康傳令使ニ命シ、長政ノ許ニ至リ、秀秋ノ進退如何ヲ問ハシム、長政曰ク、未タ知ルコト能ハスト雖モ若シ應セスンハ當面ノ敵ヲ破リテ後、直ニ渠ヲ撃破センノミト、麾下ノ士久保島孫兵衛馳セテ家康ニ告ケテ曰ク、秀秋未タ叛撃ノ色ヲ示サスト、家康手指ヲ嚙ミ悔恨シテ曰ク、豎子我ヲ誤ルカト、既ニシテ命シテ曰ク、宜ク誘導ノ銃ヲ放チ其向背ヲ試ム可シト、孫兵衛乃チ前隊ニ抵リ令ヲ傳フ、麾下ノ銃隊長布施孫兵衛、福島ノ銃隊長堀田勘右(左カ)衛門ト直ニ其隊ニ命シ、松尾山ニ向ヒ一齊ニ射撃セシムルコト数發

松尾山上ナル秀秋ノ隊ハ初メ霧霽レテ両軍ノ旗幟一進一退スルヲ熟視シツ、肯テ動カス(中略)今東軍我ニ向ツテ銃撃スルヲ見ルヤ、秀秋人ヲ諸隊長ニ遣シ叛撃ノ令ヲ傳ヘ(後略)

この記載内容をまとめると、①正午になっても敵・味方の勝敗は決まらなかったため、家康は使者を黒田長政のもとへ遣わして小早川秀秋の進退の状況を聞いた、②家康の家臣である久保島孫兵衛が「小早川秀秋はいまだ(石田方への)反撃の様子を示していない」と報告した、③このため家康は、小早川秀秋にだまされたと思い、「誘導の銃(=鉄砲)を放って小早川秀秋の向背(=家康に従うのか、或いは、背くのか)を試すように」と命じた、④そこで久保島孫兵衛は前隊(=最前線の部隊という意味か?)へ行き、家康の命を伝えた、⑤そして、家康の家臣の銃隊長(=鉄砲頭という意味か?)・布施孫兵衛と福島正則の銃隊長・堀田勘右(左カ)衛門が直ちにその隊に命じて(小早川秀秋の陣所がある)松尾山に向かって一齊に(鉄砲を)数発射撃させた、⑥松尾山に布陣した小早川秀秋の隊は、当初は動かなかったが、この家康方から銃撃するのを見て、小早川秀秋は(石田方への)反撃の命を家臣に対して出した、ということになる。

この記載内容は、どのような史料典拠に基づくものなのであろうか。『日本戦史 関原役(補伝)』の「第九十五 家康、秀秋ノ應否ヲ危ミ、長政意ニ介セス」(164~165頁)には、以下のような記載がある(『日本戦史 関原役(補伝)』の文章は句読点がないため、引用にあたり、適宜、読点を入れた)。

此日（○九月十五日）も辰の剋（○午前八時九時）を軍始り巳午に及べ共、勝敗未だ分らざりしが動れば、関東勢戦地をしざりければ、家康公の家臣久保島孫兵衛、旗本に馳参り、秀秋未だ裏切すべき旗色見え申さずと云ければ、家康公是を聞給ひ、秀秋裏切せざる時は秀元・広家も違変有べきかと彼是心を苦め給ふ、家康公は弱冠の頃より味方危き時は指を噛ませ給ふ癖有しが、此時も頻りに指を噛み給ひ俸めに計られて口惜〜と云はれけるが、暫有て然らば汝秀秋が陣に向ひ、誘ひ鉄砲を打せて物色を見よ、と有ければ、久保島直に手先に馳帰り、本陣よりの令を傳へければ、家康公鉄砲頭布施孫兵衛、正則の鉄砲頭堀田勘右（左カ）衛門兩人の鉄砲十挺宛、松尾山へ向ひて、つるべたり（○つるべトハ連發スルヲ云フ）（中略）黒田家譜

※上記において（○〜）の箇所は原文では割注になっていて小さい字で記載されている。引用にあたり、便宜上、（ ）をつけた。

この記載を見ると、前掲の『日本戦史 関原役（本編）』における「問鉄砲」の記載が、『日本戦史 関原役（補伝）』における引用史料の内容を元にしたことがわかる。ただし、『日本戦史 関原役（補伝）』では、この史料を『黒田家譜』から引用したとしているが、この点は誤りであり、『黒田家譜』<sup>(16)</sup>における「問鉄砲」の記載内容は、『日本戦史 関原役（補伝）』における引用史料の記載内容とは一致しない。実は『日本戦史 関原役（補伝）』における前掲の引用記載は、『黒田家譜』ではなく『関原軍記大成』<sup>(17)</sup>における「問鉄砲」の記載内容と一致するのである。よって、『日本戦史 関原役（本編）』における「問鉄砲」の記載内容は、『関原軍記大成』の記載をもとに記されたことがわかる。なお、『関原軍記大成』では、福島正則の鉄砲頭は「堀田勘左衛門」と記されているが<sup>(18)</sup>、『日本戦史 関原役（本編）』と『日本戦史 関原役（補伝）』では、「堀田勘右衛門」と誤記されており、この点からも『日本戦史 関原役（本編）』における「問鉄砲」の記載が、『日本戦史 関原役（補伝）』における引用史料の内容を元にしたことがわかる。ただし、『日本戦史 関原役（本編）』では、「問鉄砲」の効果により「今東軍我ニ向ツテ銃撃スルヲ見ルヤ、秀秋人ヲ諸隊長ニ遣シ叛撃ノ令ヲ傳へ（後略）」としていて、「問鉄砲」の効果がすぐに出た、と記しているが、この点は『関原軍記大成』の記載とは異なるので（『関原軍記大成』は「問鉄砲」の効果がすぐに出たという記載内容ではない）、「問鉄砲」の効果がすぐに出たとする『徳川実紀』などの記載内容をもとにして記されたと考えられる。

## 2. 諸史料（編纂史料）における「問鉄砲」の記載内容

「問鉄砲」の記載内容は、関ヶ原の戦い当日の状況を伝える一次史料（同時代史料）には記載がなく、後世の編纂史料にしか記載が見られない、という点は上述したが、関ヶ原の戦い関係のすべての編纂史料に「問鉄砲」の記載内容が見られるというわけではない。

江戸時代前期に成立した『太田和泉守記 全』<sup>(19)</sup>（慶長12年〔1607〕成立）、『慶長年中卜齋記』<sup>(20)</sup>（寛永年間〔1624～1644〕頃成立）、『当代記』<sup>(21)</sup>（寛永年間成立カ）、『三河物語』<sup>(22)</sup>（元和8年〔1622〕成立、寛永2年〔1625〕～同3年〔1626〕頃改訂）、『藤堂家覚書』<sup>(23)</sup>（寛永18年〔1641〕成立）、『慶長記』<sup>(24)</sup>（慶安元年〔1648〕成立）、『関原始末記』<sup>(25)</sup>（明暦2年〔1656〕成立）、『武家事紀』<sup>(26)</sup>（延宝元年〔1673〕成立）といった諸史料には、「問鉄砲」に関する記載はない。

また、江戸時代中期に成立した『関ヶ原御合戦物語』<sup>(27)</sup>（宝永3年〔1706〕成立）、『武徳編年集成』<sup>(28)</sup>（元文5年〔1740〕）、『北藤録』<sup>(29)</sup>（宝暦9年〔1759〕成立）、『公室年譜略』<sup>(30)</sup>（安永3年

〔1774〕成立)といった諸史料にも「問鉄砲」に関する記載はない。

「問鉄砲」に関する記載があるのは、『黒田家譜』<sup>(31)</sup>(元禄元年〔1688〕成立)、『石田軍記』<sup>(32)</sup>(元禄11年〔1698〕成立)、『関原軍記大成』<sup>(33)</sup>(正徳3年〔1713〕成立)、『改正三河後風土記』<sup>(34)</sup>(天保4年〔1833〕成立)、『朝野旧聞哀藁』<sup>(35)</sup>(天保13年〔1842〕成立)、『徳川実紀』<sup>(36)</sup>(天保14年〔1843〕成立)、『高山公実録』<sup>(37)</sup>(嘉永3年〔1850〕～安政元年〔1854〕頃成立)であり、江戸時代中期～幕末にかけて成立した編纂史料である。

このように見ると、江戸時代前期に成立した編纂史料には「問鉄砲」に関する記載がなく、江戸時代中期～幕末にかけて成立した編纂史料に「問鉄砲」に関する記載内容が見られることがわかる。よって、この点は「問鉄砲」の話が江戸時代中期に創作されたものであることを強く示唆しているが、後掲の『朝野旧聞哀藁』<sup>(38)</sup>収録の「問鉄砲」に関する諸史料の内容分析も考慮する必要があるため、その点の考察については後述する。

次に、『黒田家譜』などの諸史料(軍記物、編纂史料)に記載された「問鉄砲」の話について、該当箇所の現代語訳を筆者(白峰)がおこない以下に引用したあと、記載の特徴をそれぞれまとめることにする。

#### ▼『黒田家譜』における「問鉄砲」の記載<sup>(39)</sup>

小早川秀秋は、かねて(より家康方への)反忠の内通を堅く約束していたが、先に味方(家康方)が備えを押し出して、(この)合戦に及ぶまで裏切りの兆候が見えなかったため、家康は心許なく思い、黒田長政に使者を遣わして、小早川秀秋の裏切りが遅れているのは味方(家康方)を欺いたためではないか、と述べた。(中略)こうしているうちに、黒装束の武者一騎が家康の御前に馳せ来たり、小早川秀秋は裏切ることになっているが、その旗色は敵とも味方ともわからず心許ない旨を馬に乗りながら申し上げたので、家康はそれを聞いて、そうであれば、福島正則隊の鉄砲20挺を組にして、2回つるべ撃ちに<sup>(40)</sup>、松尾山に向けて撃たせよ、と言われて、使番の士を添えて遣わした。やがて白い笠符<sup>かさじるし</sup>を付けた足軽20人が松尾山に向かって諸軍から離れて鉄砲を二回つるべ撃ちにした。(黒装束をした武士は、福島正則(隊)より来た使いという。一説に、家康公の御家人・久保島孫兵衛という人である。また、鉄砲を撃たせたのは、(家康の)本陣から(来た)布施孫兵衛と福島正則の鉄砲頭の堀田勘左衛門という者の2人であり、鉄砲10挺ずつを撃ちかけた、という。)

しかし、小早川秀秋の軍勢はなお(松尾)山から降りてこなかった。(中略)こうして鳥左近の陣が破られて、家康方の軍勢(「東兵」)が攻めかかっている勢いを見て、時分がよいと思ったのか、采配を振るってかかれかれと下知した。こうして松尾山の上から、ときを作り(=関の声をあげて)鉄砲数百挺を同時に放って小早川秀秋の軍勢が山を下ったのを見て、そのあたりに在陣していた脇坂安治、朽木元綱、小川祐忠、赤座直保も心変わりして裏切り(後略)。

※この『黒田家譜』の記載の特徴は、①松尾山に向けて鉄砲を撃ったのは福島正則隊であり、異説として、家康の本陣から来た布施孫兵衛と福島正則の鉄砲頭の堀田勘左衛門の2人の麾下の隊が鉄砲を撃った、としている、②「問鉄砲」の効果はなかった、としており、小早川秀秋の軍勢が松尾山から降りてきて戦ったのは、小早川勢が戦機を独自に判断したから、としている、③「黒装束の武者一騎」、「白い笠符を付けた足軽20人」というように、小説的描写(脚色)が見られる、などの点である。

#### ▼『石田軍記』における「問鉄砲」の記載<sup>(41)</sup>

この時に至って、小西行長の陣より人数を下す時、合戦の最中に、黒皮緘<sup>くろかわおとし</sup>の鎧を着た武者一人が家康の御前に伺候して、「小早川秀秋の旗色は、敵とも味方とも見分け難く、いかがでしょうか」と言上した。家康はこのことを聞いて、「そうであれば福島<sup>(42)</sup>の先駆の足軽50人(につ

いて) 白い笠<sup>かさじりし</sup> 験を付けたのを遣わして、松尾山に差し向けて、鉄砲を玉なしで二返し撃たせよ」との下知であった。これによって、即時に玉なしで(鉄砲を)撃ち出した。小早川秀秋はかねてより(中略) 幸い法印(=金森長近、徳永寿昌、有馬則頼のうちの一人か?)の誘いによって、前<sup>(マ)</sup> 辺(以前から、という意味か?)、(家康方へ)御味方にくるとの内幕があったので、(小早川秀秋の)譜代の兵卒もすべてその心を得て、その鉄砲には少しも構わず、時分はよいというままに、家老の稲葉内匠と松野主馬助が真っ先に進んだ。その軍勢合計2万余騎が松尾山よりくんだり駆け、大関村の北の野に陣取りしていた西軍のうしろより鉄砲を打掛け打掛け裏切って(後略)。

※この『石田軍記』の記載の特徴は、①松尾山に向けて鉄砲を撃ったのは福島正則隊である、②その鉄砲は空砲であった、③「問鉄砲」の効果はなかった、④『黒田家譜』に記載されていた久保島孫兵衛、布施孫兵衛、堀田勘左衛門という個別の人名は一切出てこない、⑤「黒皮緘の鎧」、「白い笠験」というように、小説的描写(脚色)が見られる、などの点である。

#### ▼『関原軍記大成』における「問鉄砲」の記載<sup>(42)</sup>

辰の刻(午前8時頃)から戦いが始まって、ようやく巳(午前10時頃)・午(昼の12時頃)(の刻)になっても勝敗はわからなかった。(中略)小早川秀秋は裏切りをするようにも見えなかったが、家康の御家人・久保島孫兵衛が旗本(のところへ)駆けてきて、「小早川秀秋ははまだ裏切りすべき旗色も見えない、どうすべきか」と言って、家康の下知を乞うた。(中略)(家康は)久保島の注進を聞いて、小早川秀秋が裏切りなければ、毛利秀元・吉川広家も違変するのか、とかれこれ不審に思わないでもなかった。家康ははまだ弱冠の頃から味方が危ない時は指をかむくせがあったが、この時もしきりに指をかみ、倅<sup>まがれめ</sup>奴<sup>(マ)</sup>に別れて(=謀られて、の誤記か?)悔しい、と言われて、しばらくして家康は、そうであれば、汝(=久保島孫兵衛)が小早川秀秋の陣に向かって「誘鉄砲」を打たせて物色を見よ、と言われて、1年(「前」脱カ)に小林源左衛門が捧げた駒馬を与えた。久保島はその馬に乗って、先鋒へ馳せ帰り、家康の弓長・布施孫兵衛、福島正則の鉄砲頭・堀田勘左衛門両人の鉄砲10挺ずつを松尾山へ向かってつるべ(撃ち)にした。(中略)かくて(=こうして)平岡石見・稲葉佐渡は「誘ひ鉄砲」に驚いたのか、または、時刻を計ったのか、急に小早川秀秋の軍使(小早川秀秋に付いていた家康などからの使者という意味か?)を呼んで裏切りすべき内幕があった。

※この『関原軍記大成』の記載の特徴は、①松尾山に向けて鉄砲を撃ったのは、家康の弓長・布施孫兵衛と福島正則の鉄砲頭・堀田勘左衛門の麾下の隊が鉄砲を撃った、としている、②「問鉄砲」の効果はあったのかなかったのか不明確な記載(効果は半分か?)をしている、③文中において、「誘鉄砲」、「誘ひ鉄砲」という用例が出ている、などの点である。この記載を見て気付くのは、前掲の『黒田家譜』、『石田軍記』の記載内容と比較して、家康の関与が強くなっている点(『関原軍記大成』では、家康の弓長・布施孫兵衛の隊も「問鉄砲」に参加しているが、『黒田家譜』では布施孫兵衛についてはあくまで異説扱いであった)と、「問鉄砲」の効果が半分程度あったかもしれない、としている点であり、この点は史料の成立年が元禄期(『黒田家譜』、『石田軍記』)よりくだった正徳期(『関原軍記大成』)の特徴として看取できる。

#### ▼『改正三河後風土記』における「問鉄砲」の記載<sup>(43)</sup>

この戦いは、今朝辰の刻(午前8時頃)から巳(午前10時頃)・午(昼の12時頃)(の刻)になっても勝負ははまだわからなかった。ややもすれば、御先手の軍勢が追い立てられ、旗本まで色めき立つことがしばしばあった。小早川秀秋はかねて内幕していた(「東遷基業」)。(中略)(家康の)御本陣にも(=から見ても、という意味か?)松尾山の諸勢は静まりかえり、急に裏切りの様子もなかった。(このことに対して)家康も不審に思っていたところへ、近くに伺候していた久保島孫兵衛が、先手の様子を一見して帰ってきて、「小早川秀秋は、かねての約束を異変する

ように見えた」と言ったので、家康がこれを聞いて、大変気色を損じて「倅めにはかられたか、もし、小早川秀秋が裏切りを違変する程ならば、毛利秀元も内通について違変するかもしれない」と(言って)しきりに指をかんだ。(家康は)「久保島孫兵衛が先手へ駆けて行って松尾山へ「さそひ鉄砲」を打かけて様子を見るべし」と命じて、蘆毛の馬を与えた。久保島孫兵衛は(家康の命を)承り、その馬に乗って先へ駆けて行き、鉄砲頭の布施孫兵衛へ(家康の)命を伝えた。布施孫兵衛はかしこまって属兵を引き連れ、松尾山の麓にむかって鉄砲をつるべ打ち(にした)。「東遷基業」には、布施と福島物頭・堀田勘左衛門の兩人にて、鉄砲10挺ずつを打ちかけた、とある。また、藤堂・京極両家の鉄砲である、とも言う。(中略)布施の組子が放った「さそひ鉄砲」が聞こえると同時に、(小早川秀秋の重臣である平岡頼勝は)かねて側へ集めて置いた使役の者を一度に招いて「今日子細があって、当手より裏切りをされるので、そのことを先手の物頭・番頭の面々へ急度触れて、備えの進退の見分をするべし」と申し渡したので(後略)。(天元実記)

※この『改正三河後風土記』の記載の特徴は、①松尾山に向けて鉄砲を撃ったのは家康麾下の鉄砲頭・布施孫兵衛(の隊)であり、異説として、布施孫兵衛と福島正則の物頭・堀田勘左衛門の2人の麾下の隊が鉄砲を撃った、または、藤堂・京極両家の(隊が)鉄砲を撃った、としている、②「問鉄砲」の効果は即時にあった、としている、③文中において、「さそひ鉄砲」という用例が出ている、などの点である。この記載を見て気付くのは、松尾山に向けて鉄砲を撃ったのが福島正則隊ではなく、家康麾下の鉄砲頭・布施孫兵衛になっていることである。そして、布施孫兵衛と福島正則の物頭・堀田勘左衛門の隊が共に鉄砲を撃ったとする説や藤堂・京極両家の隊が鉄砲を撃ったとする説は異説として扱っている。

▼『徳川実紀』(『東照宮御実紀附録』巻10)<sup>(44)</sup>

この日、辰の刻(午前8時頃)に戦いが始まり、午の刻(正午頃)になってもいまだ勝敗はわからなかった。ややもすれば、味方(=家康方)が追われるような状況であった。小早川秀秋は、かねて裏切る予定であると内々に聞こえていたが、いまだその様子もみえなかったので、久留島(久保島カ)孫兵衛某が、先手より(家康の)御本陣に来て、「小早川秀秋の旗色が何とも疑わしい。もし(秀秋が)異約するかも(しれないということは)予測できない」と言うと、(家康の)様子が急に変わり、しきりに指をかみ、「さては、せがれめ(=小早川秀秋)に欺かれたか」との上意であり、孫兵衛に「その方は小早川秀秋が在陣している松尾山へ行き、鉄砲を放って試みよ」と言ったので、孫兵衛は組の同心を召し連れて、(松尾)山の麓から鉄砲を撃ちかけたので、小早川秀秋の軍勢は、初めて色めき立って麓へ押し下した。(天元實記)

※この『徳川実紀』の記載内容は、上述のように、引用史料が前掲の『改正三河後風土記』と同じく『天元実記』であるので、『改正三河後風土記』とほぼ同内容である。ただし、『改正三河後風土記』では「久保島孫兵衛」としていたのに対して、『徳川実紀』では「久留島孫兵衛某」に変わっている。この点については、後掲の『朝野旧聞哀藁』の網文において指摘されたことと関係するかも知れないが、そのことについての考察については後述する。そして、『徳川実紀』では家康麾下の鉄砲頭・布施孫兵衛の名前が出てこないため、久留島(久保島カ)孫兵衛が組の同心を連れて行って鉄砲を撃ったことになっている。このことは『徳川実紀』編纂の過程で、『天元実記』から引用する際に、単純に布施孫兵衛の名前が漏れたことに起因するのか、或いはなんらかの意図があって布施孫兵衛の名前を記載からはずしたのか、その理由は不詳である。

また、『改正三河後風土記』では、「問鉄砲」の話について異説も掲げているが、『徳川実紀』では異説を切り捨てて記載しているため、徳川家康麾下の鉄砲隊が単独で鉄砲を松尾山に向けて撃ったことが確定した史実であるかのような印象を読む者に与える結果になっている。この点は

『徳川実紀』の編者である成島司直が確信的に異説を切り捨てたものと考えられる。

▼『天元実記』における「問鉄砲」の記載<sup>(45)</sup>

(家康は) 関ヶ原表へ馬を進め、すでに先手の諸手においては合戦が始まる時までも小早川秀秋の家中の者共は松尾山に登り在(陣)していたが、(小早川秀秋の) 諸勢は静まりかえり(石田三成方を) 裏切る様子はなかった。(家康は) いささか不審に思っていたところへ、久保島孫兵衛が先手より駆けて帰ってきて「小早川秀秋はかねての申し入れを異変する様子に見える。どのようにすべきか」と申し上げた。(これを家康は) 聞いて、以ての外(と) 気色を損じ、「さては倅め(=小早川秀秋を指す)にはかられた」と言ってしきりに指を噛んだ。(家康は)「その方が行って、小早川秀秋の備えがある松尾山へ、上より鉄砲を放ちかけてみるように」と言ったので、久保島孫兵衛は駆けて行って、先手の物頭・布施孫兵衛へ(家康の) 指図を申し渡した。布施孫兵衛は組の同心を召し連れて、松尾山の麓へ近寄り、鉄砲を打ちかけたところ、(家康の) 考えの通り、筑前勢(=小早川秀秋の軍勢)はそれより色めき立って軍勢を(松尾山の) 麓より差し下した。

※この『天元実記』の記載の特徴は、①家康が松尾山に向けて鉄砲を撃つように久保島孫兵衛に命じて、その命を受けて先手の物頭・布施孫兵衛が組の同心を召し連れて松尾山へ鉄砲を撃った、②久保島孫兵衛の身分については明記されていない、③「問鉄砲」の効果はすぐにあった、などの点である。

上記の中で、『天元実記』と、『天元実記』を引用した『改正三河後風土記』、『徳川実紀』の記載内容を比較すると、以下のようなことが言える。『改正三河後風土記』には『天元実記』にない話(①毛利秀元も内通について違変するかもしれないと家康が言った、②家康が久保島孫兵衛に蘆毛の馬を与えた、③鉄砲をつるべ打ちにした、④「問鉄砲」を受けたあとの小早川秀秋側の対応が詳しく記されている、など)が加えられているほか、『天元実記』では布施孫兵衛は先手の物頭であるのに対して、『改正三河後風土記』では布施孫兵衛は鉄砲頭になっている。よって、『改正三河後風土記』は『天元実記』を正確に引用したのではなく、記載内容に脚色・追加・変更をしていることがわかる。

『徳川実紀』では、①『天元実記』に出てくる「久保島孫兵衛」が「久留島孫兵衛某」になっている、②『天元実記』に出てくる先手の物頭・布施孫兵衛の名前の記載が漏れているため、久留島孫兵衛が組の同心を連れて行って鉄砲を撃ったことになっている、ということがわかる。よって、『徳川実紀』も『天元実記』を正確に引用したのではなく、記載内容の変更がおこなわれている。

『改正三河後風土記』では、家康麾下の鉄砲頭・布施孫兵衛の隊が単独で鉄砲を撃った、としているが、この点は『天元実記』から引用していることに起因している。福島正則隊が単独で松尾山に向けて鉄砲を撃ったとする前掲の『黒田家譜』や『石田軍記』をあえて引用せずに、家康麾下の鉄砲頭・布施孫兵衛の隊が単独で鉄砲を撃ったとする『天元実記』のみから引用している点に『改正三河後風土記』の編者の意図を読み取ることができる。

『改正三河後風土記』は幕府の奥儒者・成島司直<sup>なるしまもとあお</sup>が天保4年に改撰したものであり<sup>(46)</sup>、幕府の奥儒者という成島司直の立場を考慮すると、成島司直は徳川史観のイデオログであったと見なされる。よって、『改正三河後風土記』において、家康麾下の鉄砲頭・布施孫兵衛の隊が単独で鉄砲を撃ったとする記載は、徳川史観の立場から意図的に『天元実記』の記載を引用した、と考えられる。

『天元実記』は著者及び成立年が不明であるが、『改正三河後風土記』(天保4年成立)及び『徳川実紀』(天保14年成立)に引用されていることから、天保4年以前には成立していたことにな

る。

『天元実記』は現在、写本が内閣文庫（国立公文書館）にしか所蔵されていない点と、内閣文庫は幕府の紅葉山文庫の所蔵本を継承した点を考慮すると、そもそも『天元実記』についても成島司直が著者である可能性を想定する必要がある。成島司直は、前掲の『改正三河後風土記』のほかに『徳川実紀』の編者でもあり、『徳川実紀』でも『天元実記』から引用して「問鉄砲」の記載をおこなっている。つまり、成島司直がまず『天元実記』を著し、それを自分（＝成島司直）がのちに編纂した『改正三河後風土記』、『徳川実紀』において引用した可能性を考えると、あると思われる。

「問鉄砲」に関する記載では、『天元実記』は、『改正三河後風土記』、『徳川実紀』のみに引用されており（つまり、成島司直が編纂した史料のみに引用されている）、「問鉄砲」に関する他の編纂史料では引用されていない点も、この推測を裏付ける傍証になると考えられる。

次に、『落穂集』（大道寺友山著、享保13年〔1728〕成立）、『天元実記』、『改正三河後風土記』、『徳川実紀』における、それぞれの「問鉄砲」に関する記載内容（史料原文）を以下に引用する。

#### ■『落穂集』<sup>(47)</sup>

関ヶ原表へ御馬を進められ、既に御先手の諸手ハ合戦始り候時節までも筑前中納言家中の者共ハ、松尾山に登り罷在候得共、諸勢しつまりかへり、裏切など可仕躰ハ無之候に付、聊御不審に被思召候処へ、久保島孫兵衛御先手馳来り申上候ハ、筑前中納言兼ての申合を異変被致候様子に相見へ申候、いか、仕たる者にて可有御座と申上候を御聞候より、以の外御気色損し、扱はせかれめにはかられたるよ、との仰にてしきりに御指を嚙せられしか、其方罷越し秀秋か備へ罷在松尾山の上鉄砲を放しかけ見候様との仰に付、孫兵衛馳行候て、御先手のものかしら布施孫兵衛へ御意の段申渡候に付、布施は組の同心を召連、松尾山の麓へ近寄鉄砲を打掛候処に、御考の通り筑前勢夫より色めき立て勢を麓へ差下候となり

#### ■『天元実記』四<sup>(48)</sup>

右之如く関ヶ原表江御馬を被進、既に御先手之諸手ニ者合戦始候時節迄茂、筑前中納言家中之者共ハ松尾山に登り罷在候得共、諸勢鎮り返り、裏切るとの躰ニ者無之候付、聊御不審に思召候処江、久保島孫兵衛、御先手より駆帰り申上候者、筑前中納言、兼而之申入候を異変被致候様子に相見え申候、いか、仕たる物に而可有御座哉、と申上候を被遊御聞候ニより、以之外御気色損し、扱は悴めに計られたるよ、との仰に而頻りに御指を被為噬しか、其方罷越し秀秋か備罷在松尾山江、上より鉄砲を放し掛見候様との仰に付、孫兵衛駆行候而、御先手之物頭布施孫兵衛江御意之段申渡候ニ付、布施は組の同心を召連、松尾山之麓江近寄、鉄砲を打掛候処、御考之通、筑前勢夫より色めき立て勢を麓より差下シ候と也

#### ■『改正三河後風土記』第三十九卷<sup>(49)</sup>

御本陣にも松尾山の諸勢静りかへり、急に裏切の様子もなし、神君も御不審に思召るる所へ、御手近く伺候せし久保島孫兵衛、御先手の様子一見して立帰り「筑前中納言兼ての約を異変致さる様子に見え候」と申ければ、神君聞召以の外御気色損じ「悴めにはかられしか、若<sup>もし</sup>秀秋裏切違変する程ならば、毛利秀元も内通違変あるかもしるべからず」と、頻りに御指を嚙せらる。これ神君御少年より事急危に臨ませ給ふ時には、頻に御指をかませ給ふ御くせなりしが、此時も頻に御指をかませ給ふ、「孫兵衛先手へ馳行て松尾山へさそひ鉄砲を打かけて、様子を見るべし」と仰付られ、蘆毛の御馬を下さる、久保島承り彼馬に打乗て御先へ

馳行、鉄砲頭の布施孫兵衛へ仰を伝ふ、布施畏り属兵を引つれ、松尾山の麓にむかひ鉄砲をつるべ打、(基業には布施と福嶋が物頭堀田勘左衛門兩人にて、鉄砲十挺づつ打懸しともあり、また藤堂・京極両家の鉄砲なりともいへり)、(中略) 布施が組子の放したるさそひ鉄砲聞ゆるとひとしく、兼て側へ集置し使役の者を一度に招て「今日子細ありて、当手より裏切をなされ候故、其段御先手の物頭番頭の面々へ急度相触て、備の進退見分致さるべし」と申渡せば、(中略) (天元実記)

■『徳川実紀』東照宮御実紀附録卷十<sup>(50)</sup>

この辰刻に軍はじまり、午の刻におよびてもいまだ勝敗分れず、やゝもすれば味方追靡けらるゝ様なり、金吾中納言秀秋かねて裏切すべき由うち聞えしがいまだその様も見えず、久留島孫兵衛某先手より御本陣に來り、金吾が旗色何ともうたがはし、もし異約せむもはかりがたしといへば、御けしき俄に變じ、しきりに御指をかませられ、扱はせがれめに欺かれたるかとの上意にて孫兵衛に、汝は金吾が陣せし松の尾山にゆき、鉄砲を放て試みよと宣へば、孫兵衛組の同心をめしつれ山の麓より鉄砲うちかけしかば、筑前勢はじめて色めき立て麓へをし下せしとぞ、(天元實記)

このように史料引用したものを比較すると、『落穂集』と『天元実記』はほぼ同文であることがわかる。『落穂集』は大道寺友山が著したもので享保13年成立である。『天元実記』は上述のように、著者及び成立年が不明であるが、成島司直が著者である可能性が想定できるので、そうであれば、成島司直が『落穂集』の内容を剽窃したことになる。上述のように、「問鉄砲」の記載に関して『改正三河後風土記』と『徳川実紀』は『天元実記』から引用したことが明記されているものの、『天元実記』と『改正三河後風土記』、『徳川実紀』の記載内容を比較すると、『改正三河後風土記』、『徳川実紀』は、『天元実記』を正確に引用するのではなく、記載内容を変更している箇所があることがわかる。『改正三河後風土記』と『徳川実紀』は、なぜ『天元実記』を正確に引用しなかったのかという理由を推測すると、『落穂集』は広く流布した史料であったため、『天元実記』を正確にそのまま引用すると、「問鉄砲」の記載に関して『天元実記』が『落穂集』の記載内容を剽窃したことが世間にばれてしまう恐れがあったためと考えられる。

それでは、なぜ『改正三河後風土記』と『徳川実紀』では『落穂集』から引用したと記さず、『天元実記』から引用したと記したのであろうか。『落穂集』は世間に広く流布していたので、内容を改ざんして引用するとそのことがわかってしまうが、『天元実記』は広く流布していなかったため、『天元実記』から引用したことにして、都合のいいように話を脚色・追加しても、そのことが世間一般にはわからなかったというメリットがあった、と考えられる。

ちなみに、成島司直が編纂に関与していない幕府官撰の史料集『朝野旧聞哀藁』では、「問鉄砲」に関する綱文(後述)のところに引用史料には『天元実記』は引用されていない。よって、『天元実記』は広く流布した史料ではなく、むしろ成島司直のもとに秘匿されていた可能性すら想定できよう。

『徳川実紀』の成立は天保14年であるので、天保期に幕府の奥儒者・成島司直(=徳川史観のイデオログ)によって、「問鉄砲」の話が徳川家康麾下の隊が単独でおこなったこととして、徳川家の正史である『徳川実紀』に収録されたことで、この話の信憑性は高まり後世に決定的影響力を持つことになったと考えられる。

※以上の諸史料(編纂史料)における「問鉄砲」の記載内容について、その摘要をまとめたものを表1において提示した。また、『落穂集』、『天元実記』、『改正三河後風土記』、『徳川実紀』

における「問鉄砲」の話の引用関係についての概念図を図1としてまとめた。

### 3. 『朝野旧聞哀藁』における「問鉄砲」の記載内容 (その1)

『朝野旧聞哀藁』は、幕府官撰の歴史書(史料集成)であり、林述斎(幕府の儒官)が監修し、文政2年(1819)に着手、天保13年(1842)に完成した。記述形式は編年体であり、主要事項を綱文として大書し、次にその関係史料の原文を掲げ、典拠を明記し、必要に応じて編集者の校異・按語を加えるという形式である<sup>(51)</sup>。

『朝野旧聞哀藁』における、「問鉄砲」についての綱文とその関係史料の提示は、「東照宮御事蹟」第三百九十二(慶長五年庚子九月十五日之六)<sup>(52)</sup>と「東照宮御事蹟」別録三十五(庚子九月十五日御先手始末之十)<sup>(53)</sup>にそれぞれ出ている。

まず、「東照宮御事蹟」第三百九十二(慶長五年庚子九月十五日之六)における「問鉄砲」についての綱文を以下に示すことにする<sup>(54)</sup>。

午の刻前、諸手の合戦、闌なれとも羽柴小早川中納言秀秋の軍自若たるによりて、御使番・山上郷右衛門久忠して黒田甲斐守長政に秀秋の意いかんと問はしめらる、證ハ前に同し、武者一騎御本陣に來りて羽柴小早川中納言秀秋の内心はかり難きよし言上するものあり、此武者、東西記にハ御使番と記し、黒田家譜にハ福島正則か使と載せ、落穂集等の諸記にハ麾下の士・久保島孫兵衛と記す。されとも寛永譜・貞享書上をはしめ諸記録すへて久保島といふ人、更に所見なかれば、また疑ハし故に今みな従はずして、五本関原日記、関原物語等にしたかふ、

よて公(引用者注：家康のことを指す)御気色ありて御先手藤堂佐渡守高虎に命せられ、かの(引用者注：小早川秀秋の)陣に鉄砲を放たしめ給ふ、この事をハ福島正則か手よりと記しをハ、高虎及び京極高知両隊よりとし、また麾下の士布施孫兵衛ともありて一定ならず、今、貞享奥平美作守書上、聿修録、井伊家慶長記等の諸記を合考して高虎と定む、下再び弁をす、

※下線引用者。下線部分は原文では割注になっていて小さい字で記載されており、按語(『朝野旧聞哀藁』の編者による考えを示す)に該当する。漢字のルビは引用にあたり補足した。

この綱文(とその中の按語)の要点をまとめると、①「武者一騎」が家康の本陣に來て、小早川秀秋の内心は計り難い旨を言上した、②この武者について、『東西記』では(家康の)「御使番」と記し<sup>(55)</sup>、『黒田家譜』には福島正則の使いと載せ、『落穂集』等の諸記には家康麾下の士・久保島孫兵衛と記している、③しかし、『寛永譜』(=『寛永諸家系図伝』)・『貞享書上』をはじめとして諸記録すべてに「久保島」という者の記載がないので(久保島孫兵衛の存在は)疑わしい、④そのため、今回はこれらの(諸史料)の見解にはすべて従わず、『五本関原日記』、『関原物語』等の(記載に)従うこととする、⑤このため(上述の「武者一騎」が家康の本陣に來て、小早川秀秋の内心は計り難い旨を言上したことを指す)、家康は様子がかかわって先手の藤堂高虎に命じて、小早川秀秋の陣に鉄砲を放たせた、⑥この(鉄砲を撃った)ことについて、(史料によっては)福島正則の手より、としたり、藤堂高虎・京極高知両隊より、としたり、(家康)麾下の士布施孫兵衛としていて、(史料により)一定していない、⑦今回は『貞享奥平美作守書上』、『聿修録』、『井伊家慶長記』等の諸記を考え合わせて、藤堂高虎(の隊が松尾山の小早川秀秋の

陣に向けて鉄砲を撃った)と定めることとする、というようになる。

つまり、家康のところへ来て小早川秀秋の内心は計り難い旨を言上した者について、「武者一騎」と記すにとどめて、家康の使番、福島正則からの使い、家康麾下の士・久保島孫兵衛という説を否定している。そして、藤堂高虎隊が単独で松尾山の小早川秀秋の陣に向けて鉄砲を撃ったと考定し、福島正則隊、藤堂高虎・京極高知両隊、家康麾下の士布施孫兵衛の隊とする説を否定している。このように、『朝野旧聞哀藁』（『東照宮御事蹟』第三百九十二）の綱文では、諸史料の内容を校合・検証して、久保島孫兵衛の存在を疑問視し、また、藤堂高虎隊が単独で松尾山の小早川秀秋の陣に向けて鉄砲を撃ったと考定している点は、史料批判という観点から評価できる。さらに、松尾山の小早川秀秋の陣に向けて鉄砲を撃った者について、福島正則隊、藤堂高虎・京極高知両隊、家康麾下の士・布施孫兵衛の隊というように諸説あって一定していない、と綱文の按語で指摘していることは、『朝野旧聞哀藁』が編纂された文政2年～天保13年の時点において、すでに諸説あって一定していなかったことがわかり、この点は重要である。

この点については、『高山公実録』（嘉永3年～安政元年頃成立）<sup>(56)</sup>の慶長5年9月15日条の「勤按」において、「問鉄砲」の記載内容について諸史料で一致しない（=違いがある）ことに関して「諸書相違あり、いつれか是なる事をしらす」として、諸説あることを指摘している点は同様であるが、『高山公実録』では、どれかの説を特定して支持しているわけではない。『高山公実録』は、藤堂藩の関係史料（藤堂高虎の伝記史料）であるが、『高山公実録』で上述の『朝野旧聞哀藁』のように藤堂高虎隊説を採っていない点には注意する必要がある。つまり、江戸時代の藤堂藩では、藤堂高虎隊が松尾山に向けて鉄砲を撃った、という話が伝わっていなかったことを示している。また、同じく藤堂藩の関係史料である『公室年譜略』<sup>(57)</sup>の慶長5年9月15日条にも「問鉄砲」に関する記載は載っていない。

なお、上述のように、『改正三河後風土記』（天保4年成立）では「久保島孫兵衛」としているのに対して、『徳川実紀』（天保14年成立）では「久留島孫兵衛某」に変わっているが、その理由として、上述のように『朝野旧聞哀藁』（天保13年成立）の綱文で、久保島孫兵衛の存在に疑義が提示されたため、「久保島孫兵衛」を「久留島孫兵衛某」に変えたものと推測することができる（『改正三河後風土記』と『徳川実紀』の編纂者は、共に成島司直である）。

『朝野旧聞哀藁』（『東照宮御事蹟』第三百九十二）では、上記の綱文の次に、『五本関原日記』、『井伊家慶長記』、『聿修録』、『濃州関原合戦聞書』、『慶長記署抄』、『東西記』、『別本慶長軍記』、『本朝武林伝（稲葉）』、『黒田家譜』、『関原物語』、『落穂集』、『石卵餘史』、『関原軍記大成』の各史料本文（該当箇所）を引用している。

この中で「問鉄砲」についての記載がある史料の内容に関して、その摘要をまとめたものを表1において提示した（『黒田家譜』、『関原軍記大成』は上述のようにすでに内容を検討して、その摘要を表1に記載しているので、『朝野旧聞哀藁』の引用史料としての内容の摘要を記載することは表1では省略した）。表1における『朝野旧聞哀藁』10巻の引用史料の摘要を見ると、これらの引用史料の中で成立年代が最も早い『井伊家慶長記』（寛文12年〔1672〕写）では、藤堂高虎隊が単独で松尾山の小早川秀秋の陣に向けて鉄砲を撃ったとしているほか、『聿修録』、『東西記』も同様の記載をしていることがわかる。ただし、『井伊家慶長記』では空砲であったとしている点は注目される。

そして、その次に成立年代が早い『本朝武林伝（稲葉）』（延宝7年〔1679〕成立）では藤堂高虎隊と京極高知隊が共同で松尾山の小早川秀秋の陣に向けて鉄砲を撃ったとしており、『別本慶長軍記』も同様の記載をしている。

『関原物語』（元禄9年〔1696〕写）<sup>(58)</sup>は、福島正則隊が単独で松尾山の小早川秀秋の陣に向け

て鉄砲を撃ったが空砲であった、としている。『関原物語』は元禄9年写であり、記載内容が上述した『石田軍記』(元禄11年成立)と共通点が多い(共通点は、①黒装束の武者一騎が家康に小早川秀秋が不審である旨を報告した、②福島正則隊が単独で鉄砲を撃った、③その足軽は50人で白い笠印を付けていた、④鉄砲をつるべ撃ちにした、⑤撃ったのは空砲であった、の諸点である)。

江戸時代中期の成立である『落穂集』(享保13年成立)は家康の先手の物頭である布施孫兵衛が組の同心を連れて松尾山の小早川秀秋の陣に向けて鉄砲を撃ったとしている。

このように見ると、松尾山の小早川秀秋の陣に向けて鉄砲を撃った主体は、寛文期(江戸時代前期)には藤堂高虎隊が単独で、延宝期(江戸時代前期)には藤堂高虎隊と京極高知隊が共同で、元禄期(江戸時代中期)には福島正則隊が単独で、享保期(江戸時代中期)には家康麾下の布施孫兵衛の隊が単独で、というように変化していったことがわかる。

上述のように、『朝野旧聞哀藁』(「東照宮御事蹟」第三百九十二)以外では、元禄期に成立した『黒田家譜』、『石田軍記』は福島正則隊単独で鉄砲を撃ったとしているほか、正徳期に成立した『関原軍記大成』は福島正則隊と家康麾下の布施孫兵衛の隊が共同で鉄砲を撃ったとしている。

よって、これらの記載を総合して考えると、松尾山の小早川秀秋の陣に向けて鉄砲を撃った主体は、その初見の史料を比較した場合、寛文期(江戸時代前期)…藤堂高虎隊単独→延宝期(江戸時代前期)…藤堂高虎隊と京極高知隊が共同→元禄期(江戸時代中期)…福島正則隊単独→正徳期(江戸時代中期)…福島正則隊と家康麾下の布施孫兵衛の隊が共同→享保期(江戸時代中期)…家康麾下の布施孫兵衛の隊が単独、というように変化したことがわかる(これらはそれぞれの説の初見史料の比較なので、それぞれの説の影響を受けた種々の史料が上記に指摘した時代以降に出てくることは当然考えられる)。そして、家康麾下の布施孫兵衛の隊が単独で撃った、とする説が、上述のように、その後、天保期の『改正三河後風土記』、『徳川実紀』に継承された、と考えられる。

このように考えると、『朝野旧聞哀藁』(「東照宮御事蹟」第三百九十二)における綱文で、諸史料を校合・検証のうえで、『井伊家慶長記』等の史料をもとに、藤堂高虎隊が単独で松尾山の小早川秀秋の陣に向けて鉄砲を撃ったとする見解を示したのは、『井伊家慶長記』等の史料が「問鉄砲」に関係する諸史料の中で成立年代が早いことを考慮して依拠したものと推測できる。

なお、上記の綱文では、今回は『貞享奥平美作守書上』、『聿修録』、『井伊家慶長記』等の諸記を考え合わせて、藤堂高虎(の隊が松尾山の小早川秀秋の陣に向けて鉄砲を撃った)と定めることとする、としているが、この綱文の次に引用された諸史料の中に『井伊家慶長記』、『聿修録』は引用されているが、『貞享奥平美作守書上』は引用されていない。『貞享奥平美作守書上』は、『朝野旧聞哀藁』の「東照宮御事蹟」別録三十五(庚子九月十五日御先手始末之十)における「問鉄砲」に関する綱文の次に引用された諸史料の中で引用されている。よって、次に『朝野旧聞哀藁』の「東照宮御事蹟」別録三十五における「問鉄砲」に関する綱文とその引用史料について検討する。

※以下、『別府大学大学院紀要』15号(別府大学、2013年)に続く。